

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和7年8月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		185	161	148	494		174	84	158	416	3	834	783	778	2398	5165	4958
民 事 総 数		158	140	124	422		152	74	131	357	3	712	654	655	2024	4440	4268
特別上告(テ)		3	1		4			2	4	6		4	3	1	8	63	62
うち少額異議																(2)	(2)
上告(オ)																	
(旧法)																	
(新法)		45	39	37	121		49	24	36	109	1	233	197	216	647	1240	1169
(並行)		(38)	(35)	(34)	(107)		(45)	(19)	(33)	(97)	(1)	(212)	(183)	(199)	(595)	(1083)	(1013)
上 告 受 理		60	52	49	161		69	31	44	144	1	299	268	304	872	1609	1513
(受)		(38)	(35)	(34)	(107)		(45)	(19)	(33)	(97)	(1)	(212)	(183)	(201)	(597)	(1083)	(1016)
(並行)																	
(受理決定)											(1)	(1)		(2)	(4)	(13)	(15)
再審(訴訟)(ヤ)			1		1							2	2	1	5	11	8
特別抗告(ク)		32	29	26	87		23	15	36	74		64	69	45	178	881	882
(並行)												(5)	(9)	(6)	(20)	(18)	(15)
許可抗告(許)												8	12	12	32	23	16
再審(抗告)(ヤ)		8	8	1	17		6	1	2	9		80	80	59	219	243	223
民 事 雑(マ)		10	10	11	31		5	1	9	15	1	22	23	17	63	370	395
行 政 総 数		27	21	24	72		22	10	27	59		122	129	123	374	725	690
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ)																	
(旧法)																	
(新法)		7	6	5	18		10	2	13	25		34	40	36	110	229	229
(並行)		(6)	(4)	(4)	(14)		(7)	(2)	(12)	(21)		(32)	(17)	(32)	(81)	(170)	(188)
上 告 受 理		6	5	6	17		7	3	13	23		45	40	45	130	249	254
(行ヒ)		(6)	(4)	(4)	(14)		(7)	(2)	(12)	(21)		(32)	(17)	(34)	(83)	(170)	(188)
(並行)																	
(受理決定)													(0)	(2)	(2)	(9)	(12)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		3	2	3	8		2	1	1	4		6	6	5	17	94	89
(並行)																(1)	(1)
許可抗告(行フ)																1	2
再審(抗告)(行ナ)		1	2	2	5		2			2		25	33	21	79	81	61
行政 雑(行ニ)		10	6	8	24		1	4		5		12	10	16	38	71	55

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和7.9.25訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和7年8月分

新受・既済・未済別 事件別		新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数			123	84	112	319		89	60	112	261		(71) 204	(81) 216	(60) 179	(212) 599	2558	2503
訴訟事件	総 数		51	41	54	146		33	17	38	88		(71) 148	(81) 177	(60) 147	(212) 472	- 1106	1081
	第1審判決に対するもの																	
	うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの		51	41	54	146		33	17	38	88		(71) 148	(81) 177	(60) 147	(212) 472	1106	1081
	うち裁判員関与		4	7	9	20		2	1	2	5		(11) 12	(24) 29	(15) 19	(50) 60	90	83
	非 常 上 告																	
訴訟事件以外の事件	再 審																	
	総 数		72	43	58	173		56	43	74	173		56	39	32	127	1452	1422
	再審請求			1	1	2							4	4	2	10	19	15
	上告受理申立て								1		1						5	5
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
	判決訂正申立て																5	5
	特別抗告申立て		45	23	29	97		36	30	41	107		37	16	11	64	737	719
	医療観察再抗告		1	1		2		1			1		2	3	2	7	25	19
	費用補償請求																	
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求																	
	訴訟費用免除申立て		8	9	7	24		6	5	8	19		4	9	7	20	151	141
	刑事雑		18	9	21	48		13	7	25	45		9	7	10	26	510	518
	没収の裁判の取消し上告事件																	

3. 上告事件の既済区分表

法廷別 区 分		大法廷		第一小法廷		第二小法廷		第三小法廷		計	
民事上告	総 数			59		28		53		140	
	判 決										
	決 定			59		28		52		139	
	そ の 他							1		1	
民事受理	総 数			76		34		57		167	
	判 決										
	決 定			76		34		56		166	
	そ の 他							1		1	
刑事上告	総 数			33	2	17	1	38	2	88	5
	判 決										
	決 定			27	2	8	1	32	2	67	5
	そ の 他			6		9		6		21	
		うち裁判 員増分		うち裁判 員増分		うち裁判 員増分		うち裁判 員増分		うち裁判 員増分	

うち裁判員関与

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和7年8月分

受理年度 審理期間 法廷別		総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別							
			7 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5 年を 超える もの
民事上告	総 数	140	130	10					41	41	46	11	1			
	大 法 廷															
	第一小法廷	59	56	3					19	14	23	3				
	第二小法廷	28	28						15	5	7	1				
	第三小法廷	53	46	7					7	22	16	7	1			
民事受理	総 数	167	157	10					34	54	65	13	1			
	大 法 廷															
	第一小法廷	76	73	3					19	21	32	4				
	第二小法廷	34	34						13	10	10	1				
	第三小法廷	57	50	7					2	23	23	8	1			
刑事上告	総 数	88	88						33	39	16					
	うち裁判員関与	5	5							3	2					
	大 法 廷															
	うち裁判員関与															
	第一小法廷	33	33						14	17	2					
	うち裁判員関与	2	2							2						
	第二小法廷	17	17						10	5	2					
	うち裁判員関与	1	1								1					
	第三小法廷	38	38						9	17	12					
うち裁判員関与	2	2							1	1						